

第 1 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和5年5月12日	会場	第2委員会室	案件	正副委員長互選
出席委員	高橋伸典、佐藤靖、今村芳彦、谷聡、富岡達彦				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

1) 正副委員長の互選

本会議休憩中に初の委員会を開催し、正副委員長の互選を行った。

その結果、委員長に高橋伸典委員、副委員長に今村芳彦委員が選任された。

2) その他

第2回の委員会の開催予定を6月1日とし、詳細は委員長一任で執行部との調整を図ることで確認した。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 今村 芳彦

第 2 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和5年6月1日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高橋伸典、今村芳彦、佐藤靖、谷聡、富岡達彦				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項 ◎所管部局より説明を受け質疑を行った。

<各部局より説明を受ける前段、実質的に初の委員会であるため自己紹介を行っている>

【病院事業】

1. 名寄市立総合病院「手術室増改修事業」について

(1) 改修の必要性

・平成4年の本館完成から抜本的な改修等が行われておらず、躯体の老朽化に伴い最新機材を導入した手術に対応できない状況であることから、急性期医療の機能を維持・強化し、今後も広域の住民要望に応えるため、機能の充実・再整備を行う。

(2) 事業内容

・既存手術室の改装と増築、付随する当直室、シャワー室、クリーンルーム、空調機械室等の増築と倉庫・機材戸・会議室等の改築

・令和5年5月9日入札を行い、落札。工期は令和6年10月31日まで

(3) 予算及び財源

・予算額 19億7,043万7,000円（約19.7億円、うち工事費14.8億円、備品費4.9億円）

・道補助金：地域医療介護総合確保基金・病床機能分化・連携促進基盤整備事業

・地方債：過疎債、病院事業債

(4) 全体スケジュールの確認

・令和5年度末より部分引き渡し、令和6年10月末に完全引き渡しの予定。

2. 名寄市病院事業経営強化プラン及び係る市民意見について

(1) プラン策定の目的と背景

・地域医療をとりまく環境の変化や新興感染症の対応など、医療資源を最大限活用するため従前の改革プランを土台として、持続的な地域医療提供体制を確保するため策定するものである。

(2) 意見募集の概要

・名寄市立総合病院ホームページにおいて素案が閲覧可能であり、市民意見を募集している。

・このほか、市役所、図書館、よろーな等で閲覧が可能となっている。

・意見の提出方法は備え付けの意見提出用紙に必要事項を明記し、Fax・メール等で可能

・募集期間は令和5年5月22日から6月20日まで、問い合わせは名寄市立総合病院事務部総務課

(3) 経営強化プランの主たる内容

- ◎持続化脳内地域医療提供体制を確保するため、概ね次の各事項を記載するものである
- ①役割、機能の最適化と連携の強化
- ②医師、看護師の確保と働き方改革
- ③経営形態の見直し
- ④新興感染症の感染拡大自答に備えた平時からの取組
- ⑤施設・設備の最適化
- ⑥経営の効率化等

(4) 経営強化プランについて

経営強化プラン素案について概略の説明を受けた。本文については下記アドレスを参照されたい。
<http://www.nayoroch.jp/hotnews/detail/00000723.html>

3. 専決処分した事件の承認について

- ・概要について説明を受けた。

4. 名寄市病院事業に係る債権（診療費）の放棄について

- ・概要について説明を受けた。

5. その他（新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う病院の対策緩和について）

(1) 令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことにより、感染防止対策として行ってきた取組を段階的に緩和することとなり報告を受けた。

(2) 概要は下記の通りである。

- ・マスク着用の協力は継続
- ・発熱外来は一時休止
- ・転棟、退院時における検査の解除
- ・面会制限と立ち会い分娩の一部解除
- ・入院前検査の解除 等

<質疑>

- ・委員からの質疑なし

【市民部】

1. 市民課

(1) 令和4年度補正予算の概要

- ・概要について説明を受けた。

(2) 令和4年度国民健康保険特別会計決算見込みについて

- ・形式収支において415万5,000円を令和5年度に繰り越すものの、令和5年度予算執行見込み

で5,920万9,000円を国保基金より取り崩すこととなることから、令和5年度残額見込みで1,177万1,000千円となり、今後増額に向けて協議が必要となる。

(3) 医療費適正化に向けて

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進（令和4年度未使用率84.9%）に向け、差額通知の送付やジェネリック医薬品希望シールの配布等を行い啓蒙する。
- ・特定健診、特定保健指導（令和4年受診率34.8%）を60%まで増加させる目標であることその他、対象者への周知徹底を図る。
- ・各種検診、ドック助成、医療費通知の実施、医療講演会の実施等、意識啓蒙を行う。

(4) マイナンバーカードの交付状況について

- ・令和5年4月30日現在で申請率76.97%、交付率70.4%であり、国・道と比較して高い水準であるが、更なる取得率の向上へ向け臨時窓口の開設を実施するなど、円滑な交付に向けた体制の確保に努める。

<質疑>

問 マイナンバーカードに関するトラブルが新聞等で報道されており、利用者並び希望者から不安の声が出ている。窓口対応のなかで相談の状況と対応について伺う。

答 他地域での事例については確認している。本市においては職員がサポートを行いご本人での操作が基本である。現在のところ誤った交付や登録はないと理解しており、不安に対する相談は受けていないのではないものと思っている。国や各機関からの情報等があれば周知を行いたい。

2. 環境生活課

(1) 名寄市合同墓について

- ・今年度は5月19日現在で11件24体の納骨申請がある。

(2) 公共施設証明 LED 化事業について

- ・今年度は風連国民健康保険診療所をはじめ10施設のLED化を行い、令和3年から延べ33施設がLED化となる。
- ・ばらつきがあるものの、10%~70%の電力使用量削減効果が出ている。

(3) 第2回定例会提出の補正予算案件について

- ・概要について説明を受けた。

3. 廃棄物対策担当

(1) 高齢者等ごみ出し支援事業について

- ・ごみ出し困難な世帯の方へ訪問介護員等の協力により支援を行っている。
- ・令和5年4月末現在で36件の利用がある。

(2) 資源ゴミなどのリサイクル実績について

- ・直接搬入による資源ごみは中間処理を行い業者等に引き渡している。
- ・令和元年（合計1,122トン）から令和4年（1,306トン）まで、プラスチック・ペットボトル類の増加が顕著であり増量している。

(3) 旧焼却施設解体工事の進捗状況について

①概要

- ・躯体解体にあたりアスベスト等の飛散を予防するため密閉養生し管理区域として解体を行っている。

②全体工程

- ・工期は令和4年5月24日から令和5年7月31日、1月～3月は休止。
- ・外壁、建屋内、煙突内のダイオキシン類除去工事は終了しており、今後は煙突、建屋、基礎の解体、埋め戻しの後、整地を周囲の環境に注意し行う。

4. 税務課

(1) 令和4年度市税収納調べ

- ・市民税、固定資産税等市税の令和4年度現年課税分収入率は99.53%であり、昨年より若干下がったものの高水準を維持しているが、税収が上がっている状況である。
- ・コロナの影響もあり、滞納繰り越し分が停滞しているが、収納を進める。

(2) コンビニ・スマホ決済による税目別利用実績

- ・前年度14,566件に対し18,536件と利用増であり、全体の約2割を占めており、そのうち9割はコンビニ納付である。徐々に納付しやすさから浸透してきていると考えている。
- ・今年度から、e-Taxを経由し、クレジットカードやネットバンキングを前提とした二次元コード及びバーコードが記載されており、問い合わせはないものの、分かりやすいよう周知したい。

<質疑>

問 LED化に関わり、星空や夜景への影響は

答 天文台の見解として、指向性の高い光であることから、街路灯として好ましいと認識している。

【健康福祉部】

1. 第2回定例改提案予定の議案について

(1) 主な補正予算(案)について

- ・概要について説明を受けた。

(2) 市債権放棄

- ・概要について説明を受けた。

2. 健康福祉部関連各種計画の策定について

(1) 第7期名寄市障がい福祉実施計画の策定について

- ・障害者総合支援法第88条に基づき策定する。
- ・法改正等の動向を鑑みながら、障がい者が安心して生活が出来る条件を整えられるよう、サービス等の提供体制確保や円滑な業務など数値目標を掲げた計画とする。名寄市総合計画(第2次)、第3期名寄市地域福祉計画等、関連する計画との整合性を持つ。
- ・計画期間：令和6年度～令和8年度(3年間)

(2) 名寄市健康増進計画「健康なよろ21(第3次)」の策定について

- ・健康増進法第8条2項に基づく「市町村健康増進計画」として策定する。
- ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて生活習慣病の予防に取り組むなど、市民の健康づくりを推進する。
- ・計画期間：令和6年度～令和15年度（10年間）

(3) 名寄市生きるを支える自殺対策計画（第2次）の策定について

- ・自殺対策基本法第13条2項に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し計画を策定する。
- ・生きることの包括的な支援として、関連施策との有機的な連携を強化し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。
- ・計画期間：令和6年度から令和10年度（5年間）

3. 当面する行事等の予定について

- (1) 社会福祉課 戦没者追悼式・平和音楽大行進について（令和5年7月10日）
- (2) こども未来課 認定こども園整備事業の概要報告（本年11月完成、令和6年オープン）
- (3) 保健センター 第33回なよろ健康まつりについて・新型コロナワクチン接種について
- (4) 高齢者支援課 高齢化率について・後期高齢化率について・介護保険事業について
- (5) 地域包括支援センター オーラルフレイルに関する市民イベント・ポラリスネットについて

4. その他

- (1) 2023年チャレンジデーについては参加率が50%を超え、綱引きの復活も喜ばれたことから、各部署と相談し次に向けた取組を検討する旨の報告があった。

第 3 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和5年7月3日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高橋伸典、今村芳彦、佐藤靖、谷聡				
委員外議員					
欠席委員	富岡達彦				

審査及び報告事項

- 委員会休憩中に所管事項に係る意見交換を行った。
 - (1)健康福祉部
 - ・介護保険について
 - ・生活保護について
 - (2)市民部
 - ・国民健康保険事業の状況について
 - ・空家対策について
- 次会委員会開催日時並び内容について確認し、終了した。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 今村 芳彦

第 4 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 5 年 8 月 21 日	会場	第 1 委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高橋伸典、今村芳彦、佐藤靖、谷聡				
委員外議員					
欠席委員	富岡達彦				

審査及び報告事項

【病院事業】

1. 令和 5 年度名寄市病院事業会計補正予算(第 1 号)について

○概要について説明を受けた。

2. 「名寄市病院事業経営強化プラン(素案)」に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について

○提出意見はゼロであり、上川北部地域医療構想調整会議による承認を受け次第病院 HP で開示する。

3. 令和 4 年度患者満足度調査結果報告書について

○令和 4 年 10 月 3 日から 30 日の間に実施した、待ち時間や職員の対応等調査内容について報告を受けた。概ね例年通りの結果となっており、HP に掲載している旨報告を受けた。

4. その他

<質疑>

問 病院敷地外での喫煙が目立つが是正は。

答 健康増進の観点から喫煙習慣の見直しを図るよう取り組みたい。

問 勤務中の喫煙は服務規程違反とならないのか。

答 違反とはならないと認識しているが、改めて内部で確認したい。

問 外壁に亀裂があり、創傷を連想させる。対応を求めたい。

答 確認し対応について検討したい。

【健康福祉部】

1. 第 3 回定例会提案予定の議案について

○概要について説明を受けた。

2. 令和 5 年度名寄市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について

○第 2 回定例会において可決された同事業の進捗について説明を受けた。(8 月 15 日現在)

・住民税非課税世帯:30,000 円 対象見込 4,005 世帯うち 3,280 世帯交付済み(81.9%)

・住民税均等割のみ課税世帯:18,000円 対象見込 710 世帯うち 551 世帯交付済み(77.6%)

3. 令和5年低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

○プッシュ型支援を行う同事業の進捗について説明を受けた。(8月15日現在)

・ひとり親世帯:児童1人あたり50,000円 205世帯 324人 1,620万円給付済

・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯:児童1人あたり50,000円 51世帯 84人 420万円給付済

○申請期限が令和6年2月29日までであり、該当となった世帯に対し随時申請を受け、速やかな支給に努めるとした。

4. 新型コロナワクチン令和5年春開始接種について

○本年6月5日から開始され、8月14日現在で6,807名の希望者へ接種が終了した。今後、令和5年秋開始接種は追加接種が可能な全年齢の方を対象として予定しており、希望者全員が期間内に終える接種体制を整備する旨の報告を受けた。

5. 独立行政法人国際協力機構(JICA)の「草の根技術協力事業」への応募について

○JICAによる同事業へ名寄市福祉事業団が事業提案書を提出予定であり、ネパール国に対し「高齢化社会到来に向けた高齢化社会認知の普及と高齢者ケア体制の構築」とし、ネパール国への技術伝達を目標としている。事業が採択されれば、2024年10月から2026年5月までの事業となる旨の報告を受けた。

6. その他

<質疑>

問 コロナウイルス感染状況について把握はしているか。

答 定点の病院における国からの報告はあるが、総数は不明であり、気をつけなければならない。

【市民部】

1. 令和5年第3回定例会提出の補正予算について(廃棄物対策担当)

○概要について説明を受けた。

2. 旧焼却施設解体工事の完了について

○令和4年5月24日からの工事は、本年7月31日に全工程を完了した旨報告を受けた。

3. 令和4年度市税収納状況と道内都市における名寄市の収納率について

○北海道市長会より「令和4年度道内都市の市税収入状況調査」が公表され、本市は市税総合収納率99.2%(2位)、現年度課税分99.6%(7位)、滞納繰越分28.0%(7位)であったと報告を受けた。

4. 令和5年第3回定例会提出の補正予算について(市民課)

○概要について説明を受けた。

〈質疑〉

問 家庭用ゴミの排出ボックスが歩道に設置されるなどの状況があるが、市として許可しているのか。

答 市として許可していない。ゴミ分別ガイドブックでも周知しているが、道路に面した通りやすいところに設置するようお願いしている。もし道路用地であれば占用許可を取得する等の対応をお願いしている。

【その他】

○次回委員会日程および会場について

○10月22日からを予定している委員会の行政視察について

上記2点確認し散会とした。

第 5 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和5年8月28日	会場	市立総合病院	案件	市立総合病院事項の調査
出席委員	高橋伸典、佐藤 靖、谷 聡、				
委員外議員					
欠席委員	今村芳彦、富岡達彦				

審査及び報告事項

【名寄市立総合病院】

1. 地域医療の現状と北・北海道における名寄市立総合病院の役割について

講演会 講師 眞岸 克明院長

○基本理念

- ・患者さん中心の医療を提供し地域医療に貢献します。

○基本方針

- ・根拠に基づいた医療を実践し、良質で安全な医療を提供します。
- ・道北三次医療圏の中核病院として、救急医療及び急性期医療の中心的な役割を担います。
- ・近隣の医療機関・関係施設と連携し、地域住民の医療・福祉に貢献します。
- ・多職種連携を強化し、チーム医療を推進します。
- ・教育・人材育成に参画し、持続可能な医療提供体制の確保に努めます。
- ・職員にとって働きやすい職場環境を整備します。
- ・健全な病院経営を努めます。

○名寄市立総合病院の特徴

- ・道北三次医療圏の地方センター病院に指定されている
- ・医療圏の範囲が広い
- ・一次、二次救急、三次救急まで担当している
- ・地域密着および地域完結型の医療を目指している

○広域・人口希薄な地域での医療の現場への取り組み

・救急医療体制

救急救命センター

救急搬送体制 救急車、ドクターヘリ、ドクターカー

・診療連携体制

圏域内の医療機関への支援・医師等の派遣

IT ネットワークの構築 ポラリスネットワーク（救急トリアージ、遠隔医療支援、病診連携）

○上川北部医療連携推進法人事業計画

- ・電子カルテの導入(士別)～共通化
- ・職員の技能研修など人事交流
- ・地域包括ケアシステム構築(士別)
- ・高度医療機器の共同購入(マンモグラフィー)
- ・医療材料・医療品の共同購入
- ・地域フォーミュラリーの検討・推進

○まとめ

北海道北部地域の

- ・救急医療・急性期医療
- ・周産期医療
- ・災害拠点病院
- ・名寄市医療・介護・福祉連携の一翼
- ・感染症指定医療機関

などの多機能病院です。

<質疑>

問 今後の医師の確保は。

答 医師の確保以上に看護師や薬剤師の確保が難しい。名寄市立総合病院の魅力をつくり、人材確保に取り組んでいきたい。

問 士別では開業医が開設するが、名寄ではなかなか進まない。

答 士別までは高速道路で旭川から1時間のため通って開院することができる。

第 6 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和5年9月5日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高橋伸典、今村芳彦、佐藤靖、谷聡、富岡達彦				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【市民部】

1. 空き家対策について

○空家等対策の推進に関する特別措置法(概要)

- ・全国で空家が増加しており、多くの自治体が空家条例を制定するなど全国的な課題である。
- ・適切な管理が行われておらず、防災、衛生、景観等に深刻な影響を及ぼしており対策が必要。
- ・基本指針・計画を策定し、空家等についての情報収集が可能になったほか、跡地の活用や財政上の措置があり、さらに特定空家等に対する措置も講じられている。

○空家の具体的措置

- ・立ち入り調査、固定資産税情報の内部利用、データベースの整備を行い、適切な維持管理を行うよう勧告、命令、行政代執行が可能である。

○令和5年6月14日公布「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」

- ・所有者の責務が強化され、特定空家化を未然に防止する管理を求めるほか、緊急時の代執行による除却を規定。

○空き家に関する国土交通省補助メニュー(令和5年度当初予算:54億円)

- ・市町村が実施する空家の活用・除却や民間事業者の利用に係る支援があるが、予算枠が少ない。

○本市における対応

- ・広報による啓発や所有者等へのアプローチや緊急安全措置の対応、危険家屋等除却補助金を活用した対応があるが、公平性の観点から難しい面もある。
- ・本市からの連絡を無視するケースや相続放棄、市へのハードクレームなどの対応に苦慮している。

○財産管理制度に関する見直し(改正民法)

- ・これまでは民法940条により相続放棄しても相続財産の管理責任について記載があったが、改正により相続放棄時の現有財産は保存義務という言葉に置き換えられ、相続放棄者が責任を免れることとなる。

○越境した竹木の管理について

・従来は越境した枝の除去が不可能であったが、改正により一定の条件を満たせば土地の所有者が越境してきた枝の除去が可能となった。

○相続土地国庫帰属制度について

・相続により土地の所有権を取得した者は所有権を国庫に帰属させることについて法務局に対して承認を申請することが可能となった。ただし、建物がある場合や抵当権が設定されている場合は承認されない。

<質疑>

問 今後相続放棄の増加が懸念されるがどうか。

答 現在施策等の制度があるわけではないが、今後対策は必要と思う。

問 利用を終えた公共施設等についても解体が必要だと考えるがどうか。

答 予算の課題もあるが、解決策を検討したい。

問 ゴミの不法投棄など心配である。景観も損ねることから、名寄市全体の課題ではないか。

答 国の制度でも限界があり、将来的な不安は予測している。関係部署と連携し、空家を作らないような対応が必要であると考えている。

問 空き家対策特別措置法一部改正に伴い、固定資産税の特例を解除する規定があるが、対応は。

答 特例解除を適用するかどうか確定はしていないが、調査含め今後の課題である。あくまで土地に関する税金の話であり、建物と土地の所有者が別の人であることも多く、来年から相続の登記も義務化されることから、市としても周知し方針を出したい。

問 隣接する空き家からの落雪で損害を被る事案があり、当事者で解決できていたが、今後解決できないケースが予見される。実態把握はあるのか。また、行政のほうで支援策への検討はあるのか。

答 令和4年度は雪に関して12件の相談があり、ほとんどが屋根雪であった。うち4件は対応していただいたと認識している。支援策については現在考えていないが、今後の空き家対策のなかでも一つの課題として捉えたい。

2. 市内空家視察

○バスにて市内空き家の視察を行った。

第 7 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和5年9月28日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高橋伸典、今村芳彦、佐藤靖、谷聡、富岡達彦				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【市立総合病院の運営状況について】

1. 名寄市立病院の病棟再編にかかわって

○令和5年10月1日に予定されている病棟の再編について執行部から説明を受けた。

(1) 経緯

- ・看護師の採用と退職バランスが変化し、配置が現状の病棟数では困難となった。
- ・入院患者動向予想から、当地域は2020年にピークを迎えており、現在は減少傾向である。
- ・地域包括ケア病棟を維持することは地域にも必要であり、絶対に維持しなければならない。
- ・コロナ感染症の予備ベッドは確保しなければならない。
- ・看護師配置の傾斜配分を行い、労働環境の配慮も喫緊の課題である。
- ・このことから、4階西病棟(54床)の休床について管理運営委員会において協議。

(2) 対応

- ・職員・患者の状況を判断し10月1日から休床並びに病棟再編することと決定した。

(3) その他

- ・休止期間は当面の間とする。
- ・病床数の返上については慎重に判断する必要がある。
- ・休床病棟は改修など将来的な見通しを立てる必要があるなど、今後の議論が必要である。

<質疑>

問 現状やむを得ないことは確認したが、情報提供が遅いのではないか。

答 診療体制の変化ではなく、院内体制の変化だけと捉えていた。反省しお詫び申し上げる。

問 関係条例や規則等の改正は必要ないのか。

答 許可数を返上しているわけではないため、問題はないと考えている。

(4) 再編にかかるメリット

- ・スタッフにとって夜勤や時間外労働が減少する。
- ・再度看護師が増加した場合、より手厚い看護が期待できる。
- ・今後良い形に繋げてゆくことで離職防止、職員確保に繋げたい。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 今村 芳彦

第 8 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 5 年 10 月 5 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託案件の審査 ほか
出席委員	高橋伸典、今村芳彦、佐藤靖、谷聡、富岡達彦				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

1.【令和 5 年第 3 回定例会付託議案第 15 号、名寄市認定こども園設置条例の制定について】

(1) 市内視察

○建設中の認定こども園「あいあい」を視察

(2) 名寄市認定こども園設置条例(案)

<各条項について>

第1条 (設置)

- ・就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定された幼保連携型認定こども園として設置する。従来の保育だけではなく教育が追加された施設であることから、学校に関する法令も適用を受ける。

第2条 (名称及び位置)

- ・多くの公募から選考された愛称「あいあい」についても規定があり、位置は既存南保育所の東側となる。

第3条 (定員)

- ・150 人。西保育所・南保育所の合算より 10 名減であるが、3 歳児未満の受け入れを強化する想定である。

第4条 (開園時間)及び第 5 条(休園日)

- ・現在の保育所と同様となる。

第6条 (職員)

- ・認定こども園は学校の位置づけということにもなり、園長、保育教諭、学校医を置く。

第7条 (委任)

- ・その他必要な事項は市長が定めると規定。

附則

- ・開園予定の令和 6 年 4 月 1 日施行である
- ・準備行為については年明けに園児の募集や利用者負担額、保育料の設定を開始したい
- ・ほか設置条例の制定にともなう関係条例の一部改正を規定

○上記説明を受けた。

<審査資料等について>

- (ア) 市内人口動勢を鑑み、150名の定員が妥当であるか、客観的な資料
- (イ) 20代から40代の共働きの状況を示す資料
- (ウ) 隣接する市立病院に付属する保育所の資料
- (エ) 開園時間の適正性に関する資料

○上記を審査に関わる資料として説明を求めた。

<質疑>

問 延長保育や一時保育の予定があるのか。

答 延長保育時間も含め7時から19時を予定している。一時保育は東保育所で引き続き実施し、「あいあい」での一時保育は予定していない。

2.【その他】

(1) 介護保険料の遡及賦課誤りについて

○厚生労働省から保険料に関する賦課権の期間制限の起算日について改めて周知があった。

- ・平成27年に改正された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の中で、介護保険料の賦課権については2年間の年限として賦課をすると制限が設けられた。
- ・改正につき、施行前段階から厚労省に疑義照会したところ、現状で問題ないとの見解であった。
- ・しかし、特別徴収と普通徴収では徴収月日(起算日)がそれぞれ5月10日、7月末日と違うことから、改めて保険料の遡及賦課として増額の修正申告を精査した結果、名寄市で2件、合計22,700円が該当した。現在還付に向けて手続きを進めている。
- ・再発防止に向けシステムを改修し、目視点検を含めて事務処理を行う。また、名寄市HPにて告知するなど、適正な事務処理に努めたい。

<質疑>

問 原因はどこにあるのか。

答 厚生労働省の法解釈に不備があった。自治体やシステム開発の業者による疑義照会を行ったが、当初は厚生労働省でも示していなかった。今回改めての対応となった。

問 還付加算金は発生するのか。

答 計算したが1,000円に満たず発生しない。

(2) その他

次回の委員会を10月11日に行う旨確認し散会した。

第 9 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和5年10月11日	会 場	第1委員会室	案 件	付託案件の審査
出席委員	高橋伸典、今村芳彦、佐藤靖、谷聡、富岡達彦				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

【令和5年第3回定例会付託議案第15号、名寄市認定こども園設置条例の制定について】

＜前回要求した追加資料について説明を受けた＞

(1) 未就学児童数の推移について

- ・令和6年以降については第2期子ども・子育て支援事業計画策定時の推定人口を利用。
- ・平成31年度から児童全体で60人程度の減少がある。
- ・民間のこども園や保育園の児童数も確保しながら役割分担として「あいあい」がある。

(2) つぼみ保育園(院内保育園)との閉所時刻の差異について

- ・現在は7時から18時までの11時間であり、1時間の延長が可能であり、あいあいでも行う。

(3) 延長保育の考え方

- ・令和元年までは1日3.03人だが、R4年は1.88人と、コロナ禍もあり減少した。
- ・現在のところ延長保育の考えはないが、令和7年に向けた時期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケートをとることで、意向調査を行い需要把握する。

(4) 女性の就労状況は

- ・国税調査における配偶者のある女性の就労状況を見ると増加傾向にある。
- ・特に産後すぐ働きたい女性が多く、0歳児の待機児童がいる。
- ・今年アンケートを実施したい。

＜質疑＞

問 第7条での利用料の考え方について必要事項は市長が決めるとある。おむつの自園処理が始まることから、他の施設との公平性をどう保つのか。

答 保育料は国の出された基準額を基に市内で統一設定されており、おむつの自園処理は民間での取組や検討もあると聞いている。施設の新しい古いはあるが、公平性は欠かれないと考えている。

問 利用料等を規定する条例等付随する他の条例の改正はあるのか

答 負担金は民間と市と同一条例で管理しており、変更はない。

問 冬期間の送迎に関し、事故予防の考え方は。

答 送迎は西側から東側に抜ける道路で行う。駐車場は100台分を市立病院から借用する形で対応

し、南保育所解体して駐車場とした後、返納する。町内会としても送迎車両について懸念があり、運用の中で柔軟に事故のないよう考えている。

問 開園時間を定める条項のうち、市長が特に必要と認めるときとはどういう意味を指すのか。

答 災害等の緊急避難を想定している。

<委員間協議>

「今後の社会情勢に変化が生じた場合は臨機応変に対応する旨の意向が質疑で明らかになり、付託された条文については問題がない」「他市町村の同様条例と比較しても問題がないと考えている」との意見があった。

<採決>

○令和5年第3回定例会付託議案第15号 名寄市認定こども園設置条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとして決定した。

<その他>

結果は第4回定例会初日に委員長報告を行い、報告内容は正副委員長に一任することを確認し、散会した。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 今村 芳彦

第 10 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和5年11月17日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高橋伸典、今村芳彦、佐藤靖、谷聡				
委員外議員					
欠席委員	富岡達彦				
報告事項					
1. 【名寄市病院事業】					
(1) 東病院の指定管理者の指定について					
・ 概要について説明を受けた。					
(2) 債務負担行為の追加について					
・ 概要について説明を受けた。					
(3) 名寄市立総合病院上半期の収支について					
・ 医業収益は令和元年と同様規模の約4.2億円					
・ 医業費用も増加しており利益は約4.3億円の赤字だが昨年より圧縮している。					
・ 医業外収益は補助金の減額等によって5億円減少。					
・ 医業外費用を加味し、上半期純利益で約1.9億円の赤字を見込んでいる。					
2. 【健康福祉部】					
(1) 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について					
・ 概要について説明を受けた。					
(2) 主な補正予算案について					
・ 概要について説明を受けた。					
(3) 各種計画の策定進捗状況について					
①名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画					
・ 名寄市保健医療福祉推進協議会の高齢者部会において審議中。					
・ 国様式及び市独自アンケートを3回実施。					
・ 認知症サポーターにおける聞き取り調査					
・ 今後素案を策定、令和6年1月から2月にパブリックコメントを行う。					

②第7期名寄市障害福祉実施計画

- ・名寄市保健医療福祉推進協議会の障がい者部会において審議中。
- ・アンケートを2回実施。
- ・今後素案を策定、令和6年1月から2月にパブリックコメントを行う。

③名寄市健康増進計画「健康なよろ21(第3次)」、名寄市生きるを支える自殺対策計画(第2期)

- ・名寄市保健医療福祉推進協議会の保健医療部会において審議中。
- ・アンケートを実施。
- ・今後素案を策定、令和6年2月から3月にパブリックコメントを行う。

(7) 新型コロナワクチン令和5年秋開始接種について

- ・10月11日から吉田病院、同27日からふうれん健康センターで開始。
- ・11月15日現在1,897人が接種。
- ・国からのワクチン配分が予定者に満たないため、供給と予約を勘案しながら運営する。
- ・これまで年末年始に感染流行がみられることから、希望者には年内接種を呼びかける。
- ・乳幼児、小児接種については月1回の接種日を設け、ワクチン外来で行っている。

(8) 電子地域通貨の行政ポイント付与事業について

○市政への積極的な参加を促し地域経済の循環を目的として行政ポイントを付与する。

①名寄市医療介護連携 ICT 事業

- ・既存登録者及び新規登録者へ1回限り1,000ポイントを付与。

②健康ポイント事業

- ・冬期間の運動を促進する、健康体操教室の参加者へ1回あたり300ポイントを付与。

3. 【市民部】

(9) 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について(市民課)

- ・概要について説明を受けた。

(10) 補正予算案件について

- ・概要について説明を受けた。

(11) 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について(環境生活課)

- ・概要について説明を受けた。

(12) 財産取得に関する賃貸借契約の変更について

- ・概要について説明を受けた。

(13) 補正予算案件について

- ・概要について説明を受けた。

(14) 名寄市飲用水確保対策事業補助金交付要綱の新設について

- ・水道から飲料水の供給を受けられない地域において、家庭用浄水施設等を整備する者に対し補助金を交付する。
- ・配水管から分岐した給水管の延長が300m以上となる地区に共住している市税滞納のないもののうち、現に飲用している水が水質検査で飲用に適さない結果が出ている者、家庭用飲用のため50m以上の掘削工事を行おうとする者、市長が特に必要と認めた者が対象。
- ・補助対象事業は「家庭用浄水施設設置事業」並びに「家庭用井戸掘削事業」であり、ともに市内施工業者が実施すること。
- ・補助上限は150万円。浄水施設は1/2、掘削は50mを超える掘削1mにつき4万円、下回る場合は1/2。

<質疑>

問 条例の改正と要綱の新設は別物という認識でよいのか。

答 別である。

(15) 第4回定例会提出補正予算について

- ・概要について説明を受けた。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 今村 芳彦

第 11 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和5年12月26日	会場	第1委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高橋伸典、今村芳彦、佐藤靖、谷聡				
委員外議員	川村幸栄				
欠席委員	富岡達彦				

報告事項

1. 【「名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」および「第7期名寄市障がい福祉実施計画・第1期名寄市障がい児福祉実施計画】の概要について】

(1) 名寄市第9期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画(案)について

- ・名寄市保健医療福祉推進協議会の高齢者部会において審議しており、12月21日に市長へ答申した。
- ・全7章で構成しており、策定の目的、高齢者を取り巻く環境、将来ビジョンから、高齢者施策・介護施策・計画推進に向けて各節をもって項目化している。
- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた指針であり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年までを推計している。

<質疑>

- 問 高齢者が一番困っているのは除排雪だが、問題提起だけに留まっているのではないのか。
- 答 解決方法として健康福祉部の施策を記載しているが、除雪については担当部局とも協議が必要なためこのような書き方になっている。
- 問 公設老人クラブは市の管理だが運営を続けるべきなのか。
- 答 現状の施設で活動していただいているので、今後についてまでは計画に掲載しづらい。
- 問 アンケート調査を行ったとあるが、対象者の考え方は
- 答 3つのアンケートのうち2つは全国統一の内容である。20歳から64歳までを対象としたアンケートは名寄市独自で行っている。
- 問 アンケートにおいて、介護保険制度について知りたいとの声が多いようだが、対応は。
- 答 広報等を通じ周知を図っているが、回数を増やすなど対応したい。
- 問 目指す高齢者の姿として「必要と状況に応じて希望するサービスを受けることができる」とある。施設不足が深刻であるなか、どう考えるのか。

答 基本目標として目指し、内容を充実させていく。入所や在宅の区別なく、名寄で良かったと思っただけの施策にすべきである。総合計画にもあるように、みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりという観点からの目標としたい。

また、量だけではなく質も向上させ、希望する施設において満足いくサービスを受けられることも目標である。

余談だが、先日亡くなった市民の遺言から寄付をいただいた事案があった。市内の介護・福祉チームの方々への感謝と受け止めており、誇りに思う。

(2) 第7期名寄市障がい福祉実施計画・第1期名寄市障がい児福祉実施計画について

- ・名寄市保健医療福祉推進協議会の障がい者部会において審議し、12月21日に市長へ答申した。
- ・計画の趣旨、障がい者の状況、推進に当たっての具体的な目標と現状、計画推進に向けた取組について掲載している。

<質疑>

問 障がい者の「がい」の表記揺れがあるがどう考えているのか。

答 引用した部分は国・道にならった記載であるが、内容を確認検証し必要に応じて対応したい。

2. その他

保健センター所管「健康増進計画「健康なよろ21」と「生きるを支える自殺対策計画」については1月中旬から下旬にかけて整理し、まとめ次第報告する。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 今村 芳彦